３　第一項第二号の媒介又は代理に係る取引記録には、法第二条第十項第二号に掲げる行為（媒介又は代理に係るものに限る。）に関し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　媒介又は代理を行った年月日
二　電子決済手段等取引業の利用者の氏名又は名称
三　媒介又は代理の別
四　媒介又は代理の内容
五　電子決済手段の名称
六　電子決済手段の数量
七　約定価格又は単価及び金額（他の電子決済手段との交換の場合にあっては、当該他の電子決済手段の名称及び約定価格に準ずるもの）
八　媒介又は代理に関して受け取る手数料、報酬その他の対価の額
九　電子決済手段信用取引にあっては、次に掲げる事項
イ　電子決済手段信用取引である旨
ロ　新規又は決済の別
ハ　信用供与に係る債務の額及び弁済の期限
ニ　当該電子決済手段信用取引に関して受け取る手数料、報酬その他の対価の額

４　第一項第三号の自己勘定元帳には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　電子決済手段の名称
二　約定年月日
三　相手方を自己において選択する取引である場合にあっては、相手方の氏名又は名称
四　売付け若しくは買付け又は他の電子決済手段との交換の別
五　電子決済手段の数量
六　自己が保有する金銭の額及び電子決済手段の数量の残高

（顧客勘定元帳）

第七十七条　第七十五条第一項第四号に規定する顧客勘定元帳とは、次に掲げるものとする。

一　電子決済手段の交換等又は法第二条第十項第四号に掲げる行為を行う者にあっては、利用者勘定元帳
二　電子決済手段の管理を行う者にあっては、電子決済手段管理明細簿

２　前項第一号の利用者勘定元帳は、電子決済手段等取引業の利用者ごとに作成し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一　電子決済手段の交換等を行う場合　次に掲げる事項
イ　利用者の氏名又は名称
ロ　入出金及びその年月日並びに差引残高
ハ　電子決済手段の名称
ニ　自己又は媒介、取次ぎ若しくは代理の別
ホ　売付け若しくは買付け又は他の電子決済手段との交換の別
ヘ　約定年月日
ト　電子決済手段の数量
チ　約定価格又は単価及び金額（他の電子決済手段との交換の場合にあっては、当該他の電子決済手段の名称及び約定価格に準ずるもの）
リ　電子決済手段信用取引にあっては、次に掲げる事項
(1)　電子決済手段信用取引である旨
(2)　信用供与に係る債務の額及び弁済の期限
(3)　保証金に関する事項（保証金の種類、受入年月日又は返却年月日及び金額又は数量）
二　法第二条第十項第四号に掲げる行為を行う場合　次に掲げる事項
イ　利用者の氏名又は名称
ロ　利用者の有する為替取引に関する債務に係る債権の額の増減及びその年月日並びに当該債権の差引残高

３　第一項第二号の電子決済手段管理明細簿は、電子決済手段等取引業の利用者ごとに作成し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　利用者の氏名又は名称
二　受入れ又は引出しの別及びその年月日並びに差引残高
三　利用者の電子決済手段を管理する者の氏名又は名称
四　電子決済手段の名称
五　電子決済手段の数量

（注文伝票）

第七十八条　第七十五条第一項第五号の注文伝票には、法第二条第十項第一号及び第二号に掲げる行為に関し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　自己又は媒介、取次ぎ若しくは代理の別（自己の取引の発注の場合にあっては、自己）
二　電子決済手段等取引業の利用者の氏名又は名称
三　電子決済手段の名称
四　売付け若しくは買付け又は他の電子決済手段との交換の別
五　受注数量及び発注数量
六　約定数量
七　指値又は成行の別（指値の場合にあっては、その価格及び注文の有効期限（当該有効期限が当日中であるものを除く。）を含む。）
八　受注日時及び発注日時
九　約定日時
十　約定価格又は単価及び金額（他の電子決済手段との交換の場合にあっては、当該他の電子決済手段の名称及び約定価格に準ずるもの）
十一　電子決済手段信用取引にあっては、次に掲げる事項
イ　電子決済手段信用取引である旨
ロ　新規又は決済の別
ハ　信用供与に係る債務の額及び弁済の期限
十二　取引が不成立の場合には、第六号、第九号及び第十号に掲げる事項に代えて、その旨及びその原因

（電子決済手段等取引業に関する報告書）

第七十九条　法第六十二条の十九第一項の報告書は、事業概況書及び電子決済手段等取引業に係る収支の状況を記載した書面に分けて、別紙様式第十七号（外国電子決済手段等取引業者にあっては、別紙様式第十八号）により作成し、第八十一条第一項に定める書類を添付して、事業年度の末日から三月以内（外国電子決済手段等取引業者にあっては、事業年度の末日から四月以内）に金融庁長官に提出しなければならない。

（電子決済手段の管理に関する報告書）

第八十条　法第六十二条の十九第二項に規定する内閣府令で定める期間は、事業年度の期間を三月ごとに区分した各期間（最後に三月未満の期間を生じたときは、その三月未満の期間。次項及び次条第二項において「対象期間」という。）とする。

２　法第六十二条の十九第二項の報告書は、別紙様式第十九号により作成し、次条第二項各号に掲げる書類を添付して、対象期間経過後一月以内に金融庁長官に提出しなければならない。ただし、同項第一号に掲げる書類は、対象期間経過後二月以内に提出すれば足りる。

（報告書の添付書類）

第八十一条　法第六十二条の十九第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）
二　電子決済手段の管理を行う電子決済手段等取引業者にあっては、前号に掲げる書類についての公認会計士又は監査法人の監査報告書